

過去の火災から学ぼう

福岡市診療所火災

福岡市における診療所火災の概要

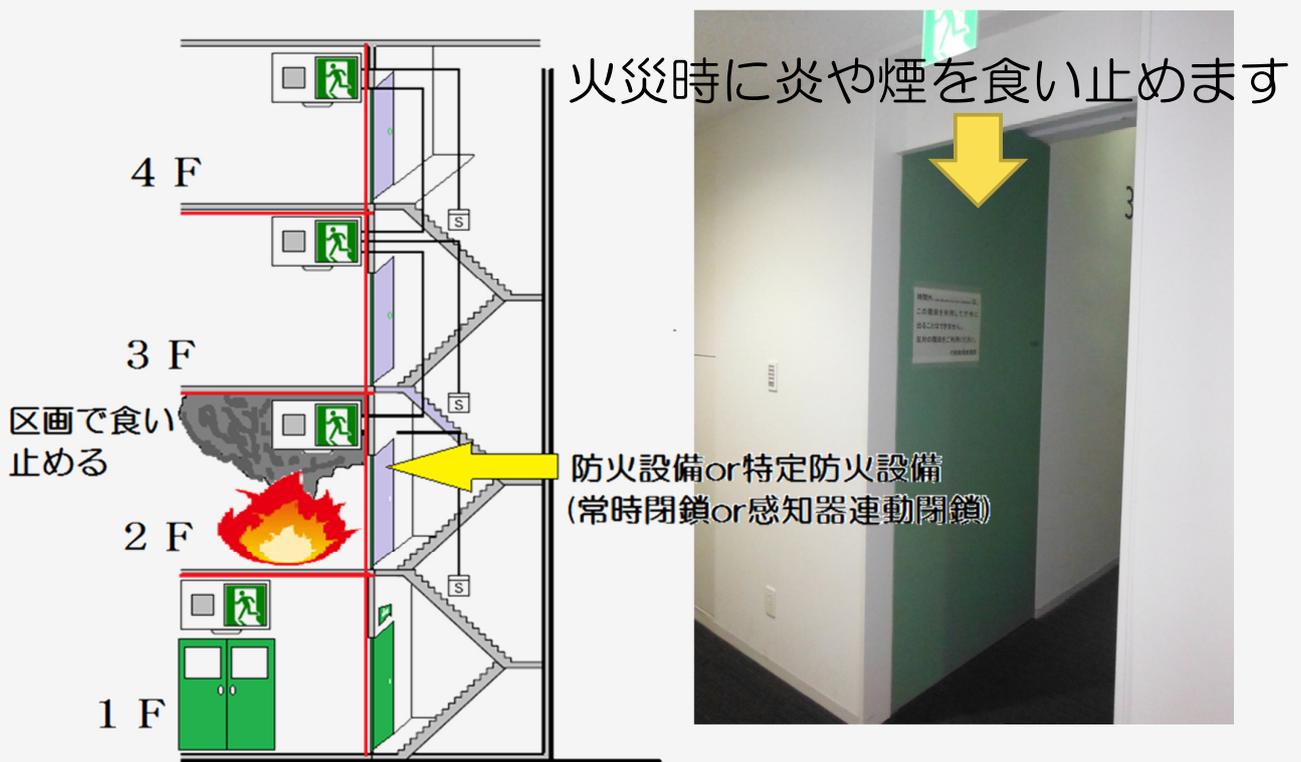
発生日時：平成25年10月11日（金）
構造・階層：鉄骨造及び鉄筋コンクリート造
地下1階地上4階建て・準耐火構造
延べ面積：681.71㎡
焼損程度：全焼（焼損床面積：282㎡）
人的被害：**死者10名**、
負傷者 5名（重症4名、中等症1名）
出火原因等：1階処置室付近から出火

階段部分の**防火区画**の**防火戸が閉鎖せず**、階段室等を経由して煙が上階へ伝播。防火戸が温度ヒューズ式のまま放置

自動火災報知設備の鳴動後に、診療所からの**通報がなされなかった**。

消火器や屋内消火栓が用いられなかった。

防火区画の防火戸って？



煙の特性

ちなみに...

| | 煙の速度 | vs | 人間の速度 |
|----|------------|----|----------------|
| 水平 | 0.5~1.0m/s | < | 1.0m/s~1.5 m/s |
| 垂直 | 3~5m/s | > | 0.3~0.5 m/s |

人間が階段を上がる速度より10倍速い。

- 煙制御を行うには、**防煙** と **排煙**

防火区画・防煙垂れ壁等

※これで食い止めなかったら
火煙が建物全体へ広がる

排煙設備

福山ホテル火災

福山市におけるホテル火災の概要

発生日時：平成24年5月13日（日）

発生場所：ホテルプリンス

福山市西桜町1丁目12-24

施設概要：鉄筋コンクリート造 4階建及び
木造2階建 延べ面積1361㎡

人的被害：死者7名 負傷者3名

建物が耐火構造でないため、火災が出火室から上階へ拡大

階段部分の防火区画が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大

従業員による適切な初期消火活動等が未実施

長崎市グループホーム火災

長崎における認知症高齢者GH火災の概要

発生日時：平成25年2月8日（金）

発生場所：グループホームベルハウス東山手

長崎県長崎市東山手町6番16号

建物用途：複合用途（グループホーム、事務所、住宅）

※ 消防法施行令別表第1（16）項イに該当

施設概要：延べ面積：グループホーム部分（1、2階）は
270.36㎡（建物全体は529.4㎡）

人的被害：死者5名 負傷者7名

防火区画が建築基準に不適合であった。

自動火災通報装置の鳴動後、火災通報装置の操作がされず、施設からの通報ができていなかった。

従業員に対する消防訓練が十分実施されていなかった。

過去の火災

もっと過去を振り返ると・・・

ホテルニュージャパン火災

発生日時 : 昭和57年2月8日(金)
3時24分ごろ発生
覚知3時39分(119番) 鎮火12時36分
構造・階層 : 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造
地下2階地上10階建て
延べ面積: 46,697㎡

焼損床面積: 4186㎡
人的被害: **死者33名**、負傷者34名

消防活動状況
消防署 消防車123台、消防隊627人

出火原因等 : たばこ(推定)

過去の火災

ホテルニュージャパン火災

発見者A(フロント係)9階の煙を発見

発見者Aが1階に戻り必要事項を指示

火災発生から20分経過

指示を受けた別のフロント係
119番通報

消火器を持って9階へ

Aは9階へ戻り屋内消火栓設備を使用しようとした

使用できなかった



消火失敗 その後の初期消火なし



初期消火の課題

人手不足から従業員や警備員は組織的な訓練等を定期に実施しておらず、屋内消火栓や非常ベルの位置や正しい使い方を知らなかったため使えなかった

スプリンクラー設備の設置が不備

過去の火災

続、ホテルニュージャパン火災

避難誘導の課題

消防用設備点検を実施しなくなっていた

館内の消防用設備等の故障を長期にわたり放置

- ・ 感知器 故障のまま放置
- ・ 非常放送 故障のまま放置

防火区画の課題

防火戸は絨毯に阻まれて多数閉鎖しなかった

防火区画が完全になされていなかった
(特に竪穴区画や埋め戻し)

これらの事例に共通するのは

1 防火区画が適正に出来ていない

- ・ 火煙が区画で止まらずに延焼拡大した

2 自衛消防訓練がきちんと実施されていない

- ・ 通報が出来ていない
- ・ 初期消火が出来ていない
- ・ 避難誘導が出来ていない

3 消防用設備等が適正に維持管理されていない

- ・ 消防用設備等の点検を実施していないため、機器が正常に働かない

過去の事例から**こころがけること**

1 防火戸付近に物を置かない
防火戸は紐やストッパーで開けっ放しにしない

2 自衛消防訓練を定期に実施する

- ・訓練通報してみましよう！
- ・消火器や屋内消火栓を使ってみましよう！
- ・日ごろから避難経路を確認し、避難訓練を実施しましよう！

3 消防用設備等の点検を実施する

- ・専門家にメンテナンスをお願いしましよう！

消防用設備等の点検って？

消防用設備点検報告とは、消火器や屋内消火栓設備、自動火災報知設備など、火災の際に正常に作動しなければ、**人命**にかかわることから点検を定期的実施することを義務付けているものです。

点検及び報告すべき建物は？

店舗やマンション、ホテル病院など、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物（（20）項以外のもの）

⇒ 一般住宅、長屋は点検義務無し

点検及び報告を行う義務のある者は誰？

防火対象物の所有者、管理者、占有者のみんなです

点検が必要な設備はどれ？

法第17条に基づき設置された消防用設備等

点検結果の頻度は？

6カ月に1回の機器点検、1年に1回の総合点検が必要です。
なお、特定用途 1年1回 非特定用途3年に1回 報告が必要です。